

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間早見表

★新型コロナウイルス感染症にかかった場合、すみやかに学校へスクリレ等で連絡し、出席停止期間中は、自宅療養をお願いいたします。

出席停止期間：「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」
※無症状者の場合「検体を採取した日から 5 日を経過するまで」

日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/
		発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に 症状が軽快した場合 (最低基準)	発症	<u>症状</u> <u>軽快</u>	軽快後 1 日目	軽快後 2 日目	軽快後 4 日目	軽快後 5 日目	登校 可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2 日目に 症状が軽快した場合	発症		<u>症状</u> <u>軽快</u>	軽快後 1 日目	軽快後 2 日目	軽快後 5 日目	登校 可能		
		出席停止								
例 3	発症後 3 日目に 症状が軽快した場合	発症			<u>症状</u> <u>軽快</u>	軽快後 1 日目	軽快後 2 日目	登校 可能		
		出席停止								
例 4	発症後 4 日目に 症状が軽快した場合	発症				<u>症状</u> <u>軽快</u>	軽快後 1 日目	登校 可能		
		出席停止								
例 5	発症後 5 日目に 症状が軽快した場合	発症					<u>症状</u> <u>軽快</u>	軽快後 1 日目	登校 可能	
		出席停止								
例 6	無症状の場合	検体 採取日						登校 可能		
		出席停止								

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状等が改善傾向にあること。